

Title	ベルシャ戦役前後に於ける兩國財政の比較
Sub Title	
Author	穴原, 榮三郎(Anahara, Eizaburo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.18, No.2/3 (1939. 11) ,p.123(309)- 149(335)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	占部博士古稀記念號
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19391100-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ペルシヤ戰役前後に於ける兩國財政の比較

穴原 榮三郎

古代ギリシヤ世界の財政方面に關する詳細なる研究は至つて稀である。A. Boeckh の名著「アテネ人の經濟」はあるが、アテネを中心とするアツチカに限られてゐる。筆者は茲に、その該博な知識と、獨特なる研究とを以て推獎さるべき、アテネ大學教授 *Herrn Andreades* の「ギリシヤ經濟史」を參照しつゝ、ペルシヤ戰役前後に於ける兩國の財政經濟方面の特徴を若干記述して見た。

一、古典時代ギリシヤ世界に於ける財政組織

國家の財政經濟は時と所に依つて異なるばかりでなく、又政治状態に依つても異なるものである。既に古典時代、ギリシヤ世界に於ては、別々に異つた状態が行はれてゐた。これを大別すると、

政治的に過去の時代からの因襲を守つてゐたスパルタ

アテネを典型とするギリシヤ自由都市

僭主に依り治められた土地

ペルシヤの羈絆を脱し得なかつた土地

ペルシヤ戰役前後に於ける兩國財政の比較 (穴原)

(三〇九)

一一三

この四つの場所に見られる財政の状態がそれである。各々相異なる状態に依り、古典時代のギリシヤ世界の國家財政組織は、この四つの部分に分けることが出来る。

アリストテレスは、ペルシヤ帝國の經濟を、ギリシヤ都市の經濟に對立せしめたばかりでなく、又ペルシヤ大王の經濟制度を、サトラプの行政に委任せられた州のそれと區別してゐる。これは非常に妥當なこと、思はれる。更にもう一つ、獨特な特質を以てこれら四つの組織と異つてゐた、ギリシヤ寺院の財政組織がある。

二、古代の税を表す重要な語に就いて

財政に關し先づ、古代ギリシヤに於て税を表してゐる語を一瞥して見る。これには *phoros*, *tributis*, *telos*, *eisphora* なる四つの語がある。第一の *phoros* は、ラテン語の *tributum* に相應する語であり、勝利者の獨占的利益の爲に、被征服者に依つて支拂はれたものである。勝利國家は、被征服者から、生活費を受ける権利を有するものであるとする思想は、古代に於て一般に擴まつてゐた。スパルタやペルシヤの經濟のみならず、カルタゴやローマの經濟さへ、斯る思想に基いた。この *phoros* なるものも、一定の或る組織に構成された徵發の形式に外ならない。斯る形式は、ホメロスに於ても、東方諸國の支配に於ても、見出されるものである。

第二の *ontraktis* は、取立といふ獨占的利益の爲にでなく、共同目的達成の爲に拂はれた税である。第二アッチカ海上同盟が設立せられて以來、同盟都市の年々の税は繼續して取立てられたのであるが、ペリクレスに率いられたアテネが、所謂僭主的都市であるかの如き印象を與へるのを避けんが爲、*ontraktis* なる語を以て呼ばれたのである。アレキサンダー大王に於ても同様なことが言はれる。即ちディオドロスによれば、「アレキサンダーはギリシヤ都市を自治的に、そして無税にすることにより、それに特別な恩恵を施した」とあるが (Diod., XVII. 24)、事實、アレキサンダーはギリシヤ諸市の貢獻を免じはしたが、一般に個々の税を免じはしなかつた。

第三の *telos* は間接税である。これは、自由民が平時に於て支拂の義務を負はされた唯一の税である。非常時に於て、莫大な直接税の必要が生じた時、これには第四の *eisphora* なる名稱が與へられた。これは、近代財産税の形式と相似たものであり、戦費の補償の爲に、全財産、即ち *ontria* が課税されたのである。

三、ペルシヤ大王の財政

(一) 行政並に徵稅組織

ペルシヤ帝國がサトラプ領に分割されたことは、疑ひもなく政治的目的を有するものであるが、ダリ

ウスの改革は財政的性質の強いものであり、税の確立並に税の徴收といふ重要な點に關係を持つてゐる。斯る點に關しては、ヘロドトスの詳細な報告がある。

全州の中、ペルシスは納税義務のない唯一の土地であつた。即ち、この地に住むペルシヤ人はすべて税を免せられたのである。ἡ Περσίς δὲ χώρα μούνη μοι οὐκ εἰρηται δαφνοφόρος ἀρεκέα γὰρ Πέρσαι νέμονται χείρη. (Herod., III. 97) これは全く、征服者は正規の課税を免せられるといふ、古代世界に於ける原理に一致したものに過ぎない。王がペルシスを通過した時だけ、貧富の差別なくすべてのペルシヤ人は、進物を天産物で差出す義務があつた。斯る進物は、ホメロス時代の *charis* 或は魂の進物と呼ばれたものとは異り、國庫に對する交附でも、忠節の表現でもないのである。

これに對して其他の地方では、進物の代りに *tax* があつた。この *tax* なるものは、古い意味の正規貢税であり、各サトラプ領に對して、豫め決められた額が表はされてゐた。併しこれは、人民の生活の種々な經濟的、社會的發展段階に應じて、非常に多様な様式で徴收せられたものである。

例へば、エチオピア、コルキス、アラビヤの様な遠くの國々の原住民に對する税は、天産物による進物といふ古い形式を維持してゐた。即ちエチオピアに於ける税は、一定數の金粉、五人のエチオピア少年、二十本の大きな象牙から成り、コルキスに於ける税は、百人の若者及百人の處女から成り、アラビヤに於ては、千タレントの樹脂から成つた。進物はエチオピアに於ては三年毎に、コルキスに於ては五

年毎に、アラビヤに於ては毎年、拂ふことになつてゐた (Herod., III. 97)。それ故、天産物による貢税も、同じく非常に重要な役割を演じたのである。エジプトは十二萬人の兵士の維持に必要な穀物を供給し、カッパドキア、メデア及アルメニアは、多數の馬や騾馬を供給し、他の國々もそれ〴〵自國の特産物を供給したのである。斯る天産物に依る貢税の方法は、古代に於ては最も自然のことであつた。何故ならば、エジプト、カッパドキア、メデア、アルメニアの如き純粹な農業國、或は純粹な牧畜國に於ては、全部の貢税を金錢で徴收することは全く困難なことであつた。同様に、インドに於てペルシヤ金貨 (ダレイコス) は僅かしか流通しなかつた様に思はれる。何故なら、インドに於ける貢税は、他の如何なる國より大であり、金粉で拂はれ、ヘロドトスに依れば、これが三百六十タレントの金粉で、それは四千六百八十エウボエアタレントの價値をもつてゐたのである (Herod., III. 94, 95)。併しとにかく原則的には、*Taxis* (正規税) は金で拂はれることになつてゐた。その額はヘロドトスに依り、一年一萬四千五百六十エウボエアタレントと算へられてゐる (Herod., III. 95)。

ダリウスの改革は、古代財政史に於ける、最も重要なもの、一つである。ダリウスの帝國はこれによつて、その徴收に何等の紛争をも惹起しない、又不變的且繼續的な收入を得ることが出来たのである。これに反して、古い形式の進物は既に固定して、強制的支拂に迄發展したことが想像される。然もその性質上、嚴重に取立てることを必要としたが、輸送能力の缺乏に依つて制限を受けた。その必然的な結

果として、古代東洋帝國の支配者は、廣範圍に賦役を徴することが必要となつたのである。そして他方、やゝ進歩した土地には、金錢に依る税の支拂義務が課された。其の支拂の困難を緩和するものは、夥しく行はれたところの、一部分天産物に依る、或は又、すべて天産物に依る、*temin*の支拂であつた。

斯くてダリウスは、税決定の法則、そして納税者に最も有利であらねばならぬ法則に従つた様に思はれる。同様に、ダリウスは又、課税の公平を期した様に思はれる。然も彼は、土地所有を以て税算定の基礎とした。従つて農耕地方に重い負擔をかけたのであるが、それは、ペルシヤ人の眼には土地經濟が富の主要形式として現はれてゐたが故であり、従つて、斯くしたことは全く當然のことであつた。併乍ら、納税が容易であつたと考へてはならない。即ち課税は、被征服者に依つて支拂はれる税の中の小部を構成したに過ぎず、實際には、前述せる一年一萬四千五百六十タレントの正規税以外に、次の如く支拂はれた。

- (1) 先に述べたところの、天産物に依る非常に重要な税。即ち、穀物、家畜、人間。
- (2) 宮廷費及軍事費。これは算定に困難であるが、確かに莫大な額である。
- (3) 特に地方支配者の奢侈の爲、又地方の行政及軍隊の爲、サトラプに支拂はれる税。

斯る經費がどれ程のものであつたかは、サトラプの經濟制度を觀察することに依つて充分に知られよう。ヘロドトスに依れば (Herod., III. 92)、最も富めるサトラプ領の一つであるバビロニア州は、毎日

幾アルターペもの銀を受取つた。その年額を評價すれば、マスペロに依れば、二百六十萬を三百六十五倍した戦前のフランに相應するものであり、又その購買力は、戦前に於ける二億フランを越えるものであると推定されてゐる。

ダリウスの時代には斯る状態であつた。後世には収入は一層増加した。それは、ヘロドトスが述べてゐる様に (III. 96)、ペルシヤ帝國が島嶼及テッサリアに及ぶヨーロッパへ擴張した爲のみならず、又多分、その後ペルシヤ戦役に依つて西方領土を喪失したが故である。これは税率の増加を表はしたが、金錢の必要が増大し、金錢の購買力が減退しつゝあることを見れば、それは自然なのであつた。然も一年の正規税は既に九千萬フランに上つたのである。斯る莫大な額とほんの僅かでも比較され得る収入は、古代に於て他に存在しない。一種の *tax* であり、やつと一千タレントに達したアテネ同盟の貢税は、これに依つて叛亂さへ惹起した。アレキサンダー大王さへも、その父から、二、三の金、銀製の高脚杯、それから國庫には六十タレントもなく、五百タレントの借金を相續したと傳へられてゐる (Arrian, VII. 9)。ペルシヤ帝國の全土のみならず、非常に多くの豊かな國々を支配した、かの世界制覇のローマでさへ、四千萬フランを越えざる豫算しか持たなかつたのである。

税が如何なる費用に用ひられたかといふに、地方行政の費用はすべてサトラプに依り償はれ、宮廷と軍隊はその州によつて維持せられたのであり、近衛兵の給料と、統治者及中央政府の或る別な經費は

から支出された。併し、東洋の珍品も宮廷維持費と王の生活費を非常に多くした。そして斯る状態は、戦争以外の場合及内亂の場合等にも非常に増大したけれ共、税の收納額の一部が消費されたにすぎなかつた。これは、前四世紀に行政が弛緩したに拘はらず、又一部分ギリシヤ傭兵の徵募の爲、經費が増大したに拘はらず、又ギリシヤとの戦争に莫大な費用を要したに拘はらず、アレキサンダー大王がペルシヤの諸市で、尙財貨を見出したことに依つて明かである。

(二) 貨幣制度

ペルシヤに於て前五世紀の始め採用せられたダレイコス *Drachms* の名は廣く知られてゐる。これは外見のよくない金貨であるが、一三〇グラムの重量を持ち、三パーセントの不純物を含むにすぎない、非常に純粹な貨幣鑄造であつた。地方の貨幣の種類は相當に多く、二、三の海岸都市やサトラブに依り廣く鑄造せられたが、最初は少額の鑄造が許可されたに過ぎずして、その定量としては、國庫に於ける王の貨幣のみが是認されたに過ぎなかつた。それ故、王の貨幣のみが、法定の流通貨幣と見做されることが出来たのである。クルチウスは斯る制度を政治目的に歸せしめた。又、新貨幣は大道路の建設と同じく、貿易獎勵に役立つものであると考へることが出来るが、これはいづれも正しい考へである。貨幣の統一は、疑ひもなく、帝國の統一と中央權力の勢威とを促進した。

ギリシヤでは、アテネの貿易の發展は、貨幣金位の純粹と精密な鑄造に依る立派な外觀と相俟つて、

アテネ貨幣を廣く流通せしめた。アテネの貿易伸張、海上に於ける優勢、多量の鑄造と共に、この貨幣の重要性は益々高まつたのである。アテネでは非常時に於てのみ金貨が鑄造され、アッチカの本位貨幣たる銀貨は、エジプトを除き、普くヘラスの世界に流通した。アテネの衰微に拘はらず、アレキサンダー大王が銀貨鑄造にアッチカの貨幣本位を採用し、又フィリップ王以來續けられた金貨鑄造も、ダレイコスを模すと共に、アッチカ貨幣に基いて行はれたといふことは興味あることである。古代に於ては、貨幣鑄造は、主權の表示とは全く別な價值をもつてゐたものである。それ故、前五〇〇年、イオニア人はその興隆と共に、早速、その民族的貨幣であるエレクトロン貨幣を再び流通し、アレキサンダーの後繼者にアテネが征服せられた時に及んだ。そのとき彼等は、アッチカ貨幣の鑄造を禁せられたからである。他方、貨幣の性質、その便利な融通性は、それを、貿易目的に於ける重要な道具たらしめた。

併乍らダリウスの貨幣及行政改革は、特に財政的目的を有するものであつた。即ち新貨幣に依つて、外國傭兵の俸給並に課税の構成といふ、二つの問題の整理が容易にせられたのである。屢々傭兵軍隊に依頼し、その爲に金錢を使用し、外國人の信頼を起させた國家にとつて、外國傭兵の俸給は非常に重要なものであつた。何故ならば、帝國全體に流通すべき貨幣が存在しなかつたので、種々様々の、重量の不確實な地方貨幣や、さもなければ自然經濟が廣く行はれてゐたのであるが、斯様な財政状態に於て、貢税は決定し難く、その收納額は不確實であつた。そして自然經濟に於ては、輸送に困難であり、貯藏

に全く不適當であり、従つて非經濟的であるところの、天産物に依る貢税が徴收されたのである。かくて年々數千タレントの貢税が集まり、それが貯藏されねばならぬペルシャに於ては、最後に王の貨幣が創造され、そして交易に用ひられねばならなかつたのである。更にダリウスが貨幣鑄造の獨占を擁護した理由の一つは、貨幣鑄造の防止の爲であつた。

(三) ペルシャ大王の經濟

實際、王の家計は非常に大きく、又、アリストテレスがオイコノミカに於て述べてゐる様に (H. H. 1345 b)、非常に簡単なものであつた。何故ならば、地方政治のことに携はる必要がなかつた王は、二、三の大問題に携はるのみであつた。即ち王の關係したところは、

(1) *Tax* 王は貢税を決定したのみならず、又屢々天産物に依る貢税の性質をも決定したのである。

(2) 一般帝國經費。 サトラプに依り支出される、地方の政治並に軍團に關係ある經費以外に、尙、

帝國の一般政治に關係ある別の經費が存在した。これは當然、王の處置すべき事柄であつた。これに屬するものとしては、傭兵費及同盟國買收費があつた。斯る費用は莫大な額にのぼつた。同様、宮廷費及統治者の私的經費の決定は、サトラプを全く容喙させなかつた。それ故、*Tax* のどれだけを國庫に繰入れ、どれだけを經費として使用すべきかに關する決定は、王の財政經濟に包含されるところである。

(3) 貨幣制度。 王はこの問題の處置に特に注意を拂つた。それは第一に、舉國一致を明白に證する

爲、第二に、貿易を容易にする爲、第三に、とりわけ財政技術的理由から、兵士に對する給料支拂と税の徴收を容易ならしめんが爲、又貨幣の贋造を防止せんが爲であつた。これらすべては、統治者の利益の爲にのみ行はれたのである。

四、サトラプの財政

前述せる所により明かなる如く、サトラプは、第一に *Tax* をペルシヤ大王に支拂はねばならず、第二にサトラプ領に對する經費を調達しなければならなかつた。これは莫大なものであつた。といふのは、サトラプは、國家行政及司法行政に對してのみならず、又地方兵團に對し、更に又外交の費用に對しても配慮しなければならなかつたのである。何故ならば、サトラプの行つた獨裁政治は、隣接國家に對して直接の關係を有したのみならず、又その征服さへもなし得た程に大なるものであつたのである。第三に、殆ど專制的權力を振つたサトラプは、東洋流に、宮殿、動物園、庭園、護衛兵などを有した。それ故、前に述べた第一、第二の二つの最も顯著な經費の上に、更に個人的性質をもち、又同様、非常に多額な、斯る第三の經費が加はつたのである。

斯くてサトラプは、王と同様、一般的問題や經費の分配を心配しなければならなかつたのみならず、又如何にしてかくも莫大なる經費が、正當の收入に依り償はれ得るかといふことに對しても、配慮しな

ければならなかつた。

サトラプの収入は、次の種類に分たれる。

(1) 國有財産からの収入。國有物は非常に大にして且多様であつた。その中鑛山は非常に重要で、古代經濟に於ける鑛山の意義は今日よりも大であつた。その他主要なるものとしては、耕地と牧場がある。耕地に對する税はエクポリオン *ἐκπολιον*、牧場に對する税はエピカルピア *ἐπικαρπία* と呼ばれた。

(2) 地租。地租は十分の一税 (*ἑκατηνία*) の形式の中に現れてゐる。普通金錢に乏しい農地に於ては、斯る形式は、唯一の生産的のものであるが故に、サトラプや、更に僭主や、後には非常に多くの王がこれを徴收したことは勿論である。これは、ローマに於ても、シシリーに於ても、カルタゴに於ても徴收したものでアレキサンダーもこれを前三、二世紀に於て一般に利用したのである。

(3) 家畜税。家畜税は近東に於ては廣く知られ、近東では今日に至る迄存續してゐる。

(4) 其他の直接税。これにはエピケパライオン *ἐπιτεκαρπιαίων* 及ケイローナキオン *κερπαναξίων* の二つがある。前者は人頭税であり、後者は營業税である。それで、第一に、臣民のすべての階級が人頭税を拂つたものか、或る階級だけが拂つたものか、第二に、アテネの居留民税の様に、税率がすべてのものに平等であつたかどうか、或は大體財産に基いた課税であるトルコの *charadsch* 様に、税率が階級に従つて作られたものかどうか、これらの點は明かでない。

ケイローナキオン、即ち營業稅に就いては、アリストテレスに唯一の例が見出される。ビザンツでは、魔術師、豫言者、藥劑師は、その利益の三分の一を稅として支拂つたといふことが述べられてゐる（*Oeconomica*. II. 2. 1346 b）。これはギリシヤ都市の例であるが、サトラプの營業稅が、今日の所得稅の様に、所得に比例して徵收されたものか、或は非常に多くの立法に於て存在した特許の様に、表面的特質に基いたものかどうか、或は單に免許の意味をもつたものであるかどうか、わからない。これらの中では、營業免許の形式で徵收されたものであるといふことが眞實らしく思はれる。

(5) 間接稅。 サトラプの財政經濟の中に現れてゐる間接稅の二種類である關稅と販賣稅は、都市國家の經濟の重要な通常財源に算へられた。ギリシヤの都市に於ける貿易は海を越えて行はれ、關稅は港に於ては殆ど獨占的に徵收せられた。これに對し、ペルシヤ帝國に於ては、その必要缺くべからざる陸地交易は、非常に大なる重要性をもち、これに課稅することは當然なのであつた。

斯くの如く、サトラプは、許容さるべきものと認められた、あらゆる種類の稅を徵收したことは明らかである。併しサトラプは、これだけでは大なる經費を支辨し、或はその慾望を満足させるに充分でなかつたので、更に尙不法な課稅を選んだといふことは、直ちに想像されるところである。

五、ギリシヤ都市國家の正規收入

ベックは、アテネを中心とするアッチカの財政經濟に關し、彼の名著 *Die Staatshaushaltung der Athener* に於て詳細な報告をなしてゐる。從來、ギリシヤ都市國家に關する多少確實、豊富な財政的報告は、アテネ以外には知られてゐなかつた。併し其後普くギリシヤ世界に發見せられた遺物の助けをかりて、吾人は今日に於ては、更に廣く一般ギリシヤ諸市財政の總括的な檢討を行ふことが出来る。

ギリシヤ都市國家の正規収入は、國有財産からの収入と、間接税に限られてゐた。直接税は存しないのである。前五、四世紀に於ては、市民或はその所有財産に對する直接税の痕跡が、どこにも示されてゐない。この直接税に對する憎惡は何處から來てゐるかと言ふに、人體、職業、或は財産の課税が、市民の性質と相容れないといふ見解から來てゐる。斯る憎惡は自由の精神と共に進んだ。課税された耕地に價值がなかつた様に、人頭税を拂ふ者は、それが従僕たることの印であるが故に、何等の尊敬をも拂はれなかつた。

併し直接税なしには、間接税の缺陷と不正は補はれないし、又財産と職業が課税されずにあるが故に、税の基礎は餘りに狭くなるであらう。古代に於ては、ベックの述べた様に、その直接税忌避の爲斯る不利益は覆ひ隠されたのである。併乍ら税の基礎の狹隘は、大なる經費を要する國家にとつて不都合であつた。そして外國人のみに、居住の許可と國家の保護の許可に對して直接税を課することが出來たので、収入の爲に、臆病な手段ではあつたが、種々な手段に依つて外國居留民を近寄らせる方策が考へられね

ばならなかつた。併し直接税に對するこの様な忌避は、國民の義務に對する解釋が緩慢であつたからではないのである。ギリシヤ人の祖國愛は大であり、それは彼等の政治的自由の増大に比例して増大したのである。

(一) 國有財産からの收入

アリストテレスは、これを最上の財源と見做してゐる (Politics. VII. 5. 1330a)。第一に貴金屬類である。國家は貴金屬、或は高價な器具に依つて國庫を充たした。確かに、この様な寶物からは何等の收入も生じなかつたが、これらは、危急の際に、容易に金に變換することが出來たし、特別收入を求め難い時に、非常な價値があつたのである。

第二に、鑛山も亦大部分國有財産に屬した。鑛山に就いては、サトラプの財政に於て述べた所であるが、古代に於ける鑛山の重要性は一般的のものである。アテネに對するラウリオン鑛山の重要性は普く知られてゐるところであるが、それはアテネ以外のギリシヤ國家に於ても同様であつた。國有の鑛坑の中、或るものは三年間、或るものは無期限で賃貸され、私有の鑛坑からは、國家は税として利益の二十四分の一を徴收した。多くのギリシヤ國家は、金屬の富を僅かしか持たなかつたが、シフノスやタソスの如く、これを有する國家は幸福な國家と考へられた (Herod., VII. 66)。併乍ら斯る國家であつても、長らくこれに満足してゐることが出來なかつた。といふのは、前六世紀及前五世紀の始めにそれ〴〵榮

えたシフノスに於ても、タソスに於ても (Herod., VI. 46)、金鑛は次第に涸竭し、前四世紀に於ては金はギリシヤ世界に於ては稀となつた。シフノス人は、生産物の十分の一税をデルフォイの寺院に奉納しなかつたので、シフノスの鑛山の涸竭を、古代の人々は、アポロの憤怒に歸したのである (Herod., VIII. 124)。鹽の製造からの収入は、鑛山からの収入と類似してゐる。併乍らギリシヤ諸市は、製鹽から僅かの利益しか得られなかつた様に思はれる。例へば、エフェソスに於ける製鹽の様に、國家がこれを有益に用ひたといふ意味にはならない。ヘレネス時代に入つては、鹽の專賣の行はれた所は一、二個所に止まらないが、前五世紀に於ては、鹽の專賣はビザンツに於てのみ行はれたのである。

第三に、殆どすべての都市國家は、都市及田舎に於て、種々雑多な土地を所有してゐた。家や、會堂や、牧場や、オリヴ樹の栽培がこれに附屬した。斯る不動産からの収入は、國家にとつて重要な要素をなした。その重要性は自然に生じたものであり、これに比べれば貿易からの収入、居留外國人からの収入は僅かのものであつた。建物に就いて見ても、重要なのは住宅ではなく、會堂、市場、劇場の如き賃貸料が得られる建物であつた。土地に就いて見れば、ホメロス時代以來行はれてゐる土地私有の爲に、莊園は稀であり、又屢々存在しなかつた。併し特に東南ギリシヤ、即ちペロポネソス及クレタに於ては、國有牧場が屢々存在した。國家はこれを、二つの方法に於て利用してゐる。國家はこれを區分して私人に賃貸し、又は共同牧場として使用させ、これからの収入を目論んだ。少くとも、二、三の國家の

豫算に於て、牧場は非常に重要な位置を占めてゐた。これは、エピノミア *ἐπινομία* と呼ばれたところの、外國人に許された牧場使用の權利、即ち牧場權の行使を意味したのである。國有牧場の賃貸料はエピノミオン *ἐπινομίον*、又はエンノミオン *ἐννομίον* と呼ばれ、家畜の數と種類とに依つて徴收せられた。

(二) 間 接 税

一般に二、三の國家に於ては、國庫を賄ふには間接税で充分であつたが、この間接税は非常に大なる重要性を持つてゐた。それは、直接税の不足、及國有地からの収入の不時の減少によるのみならず、又間接税が多種多様であつたが故である。茲にはその重要なものとして、關税に就いて述べて見たい。

關税は古くから存在した。ギリシヤに於ては徵税は前七世紀に始まり、その開始は明かに輸出入の増大に關聯してゐる。前にも述べた様に、それは最初は貿易を許可したことに對する報酬として、王に獻納せられた進物の形式をとつたが、間もなく純然たる租稅的性質を帶ぶるに至つたのである。輸出入ともに關税は徴收せられた。それは、主に穀物に依り生活した半野蠻地に於けるばかりでなく、アテネの如く、澤山の輸入をなしたギリシヤ都市に於てもさうであつた。輸出税は長い間存続し、近代ギリシヤに於ては殆ど一八五九年迄存在したのである。入港税又は碇泊税といふものも存在したが、他方、通商貿易に對する課税が行はれ、これは貿易が盛大になるにつれ、非常な利益をもたらした。

陸上の關税に就いては、クレタに於て例外的に若干の例が見出されるに過ぎない。通行税 (*διὰ γωνίαν*)

に就いても同様である。ギリシヤ都市に於ては、陸上貿易の重要性が少いからである。關稅は普通、價格の二パーセントの率 (*πεντηκοστή*) になつてゐた (*ビザンツ* に於ける例。 *Oeconomica*. II. 2. 1346b)。

この様に關稅率は低かつたが、それは國庫關係に於て決して無意味ではなかつた。産物の輸出入と消耗とが、夥しく行はれたからである。それは、國家が小さく、外地からの經濟的援助を受けることが多かつたからである。それは、國家は普通消費原料の小部分しか國內に於ては生産しなかつたからであり、又、その生産の小部分しか消費しなかつたからである。この發展は、可なり緩慢に行はれた。何故ならば、長い間自由國家の理想は、經濟的獨立であり、それは必然的に、政治的自立の完成と考へられたからである。それ故輸入も、その土地に産出せざる一定の必需品、例へば金屬、奴隸、鹽、進歩せる東洋の製品、特にフェニキアの美術品などに限られた。併乍ら時と共に既に前六世紀以來、貧困のギリシヤの地は、増大する住民を養ひ切れなくなつたから、輸出入の均衡を保ち得る様、輸出に對しても注意が拂はれねばならなかつた。かくて國家は、商業貿易の獎勵に對しても方策を講ずるに至つたのである。

六、ギリシヤ都市國家の特別收入

(一) 特別收入の必要——國費の増大と缺損の漸増

ペルシヤ戰役前のアテネの國費は極く僅かのものであつた。何故ならば、官吏は普通名譽職であり、

軍隊はその武装の費用を自辨し得るほど富んだ男子から成り、國家がその經費に對する配慮は些少であつたのである。即ち、行政や、若干の公共事業、狼狽に對する賞與、詩人や醫者に對する報酬、それから特にギリシヤ人共同の神に對する寄附と犠牲、こういったものに對する經費にすぎなかつた。斯かる状態が續いた限り、國費の調達には、不動産や裁判權や間接税からの収入で充分であつた。そして内外貿易の發展に依る關稅や販賣税の所得の増加は、文化の進歩に伴ふ斯かる經費の自然増加に對し、充分均衡を保つて行つた。併乍ら特別經費に關しては、事情が異つてゐる。即ち長期戰と共に、武器を執る市民への給料の支拂が始められ、更に傭兵が採用せられるに及んで、状態は變つて來た。嘗て僭主政體の特色として觀察せられた機構である、傭兵軍隊の重要性の増大は、都市國家の財政經濟に眞の革命を惹起するに至つた。アリストテレスに於ける財政的方策の殆どすべてが、給料調達の困難に關係を持つてゐるのは、非常に注目すべきである。前四世紀に於ては、民主主義的精神の優勢、官吏の俸給、及貨幣分配、天產物分配（穀物分配）と共に、通常收入では通常經費を償ひ難くなつたのである。

財政の逼迫は、ヘレネス時代に於てその頂點に達した。この時代には國際貿易が發達し、幾多大財産をも形成したのであるが、他方ギリシヤ國家の大多數、特に小國家、それから大なる經濟中樞となり得なかつた國家は、財政の逼迫を脱することが出来なかつた。市民に關して言へば、大衆の貧困と、彼等の中若干の者が富裕になれることとは、平行して進んで行つた。然も貧困と大衆のプロレタリア化は、

農業國に於て認められたのみならず、タソス、ミレトス、エフェソスの如く、海岸にあつて、貿易の國際性を利用することが出來た國家に於ても亦、認められたのである。經濟的見地に立つて古代を考究する者は、斯かる衰微の原因を研究しなければならぬ。その最も重要なものは、疑ひもなく、戰の繼續、奢侈、放逸への傾向、及住民の減少である。それ故に、多くのギリシヤ國家は、前三世紀に於て、財政的危機に瀕してゐたのである。前四世紀に於ても、既に國費の増加は組織の不完全を示してゐた。それ故、稅率も非常に高められ、又關稅や販賣稅の數も非常に増加したが、然も收支の均衡を得ることは稀であり、永久的な破産状態への道が開かれてゐた。

(二) 不足補填の方法

これは今日に於ては、借入金に依り、第二に特別稅に依り補はれてゐるが、この二つの方法は古代に於ても見れてゐる。更に特別收入の財源は尙他にもある。即ちアルギュロロギア ἀργυρολογία (募金)、國有財産賣却、沒收、專賣、種々の財政的トリックなどである。それから、戰費賠償が行はれたかどうかの問題が考へられる。

賠償の思想は既にホメロスに於て起り、これは、ギリシヤを服従せしめた前二世紀の戰に於て、ローマに依り組織的に用ひられた。併乍ら古典時代に對しては、これに關する特殊論文もなく、Paulys Real-Encyclopädie der Classischen Altertumswissenschaft に依るも、戰費賠償に關する報告は見出されない。

これは、戦費賠償の習慣が、古代に於ては本来承認されなかつたものだからである。何故ならば、賠償はそれを承認するところの國際法に依り、敗戦の結果に先立つ掠奪と破壊を防止する爲に案出せられたものだからである。併し古代に於ても、戦時對敵行爲に要した費用、或は中立國に對する費用さへ、償却せしめられたことが認められる。更にそればかりでなく、勝利者は勝利に依り充分な結果を収めた場合以外は、敗者の費用で、今知られてゐない様な物質的利益をはかつた。斯くて勝利者は戦敗者の全財産、或はその生命さへ、支配するに至つたのである。これは明白な原理として考へられ、クセノホンによつても述べられてゐるところである (Xenoph., *Cyrup.*, VII. 5, 73)。これに關する異論も、人間性の理由から、即ち人情の點から、或は政治的方策の理由から述べられたに過ぎない。それ故、ディオニシオスは、ヒミルコンがその人民の生命を三百タレントで買ひ戻すことを許可し、又アテネ人は、各員に對し一定額を受ける條件で、ニサイアに於ける守備隊を撤退せしめた (Thuk., IV. 69)。併しいづれの場合に於ても、政治的理由から締結された約束に依るものであつて、戦費賠償と稱し得るものではなく、言はゞ勝利者に是認せられた隷屬權の買戻しであつた。併乍ら實際の戦費賠償の例がないでもない。ツキヂデスに依れば、アテネ人が前四六三年、タソスを征服した時、彼等の使用しただけの金を即時支拂ふ様、又將來の貢獻をその住民に強ひ (Thuk., I. 101)、ディオドロスに依れば (XII. 28, 3)、ペリクレスは前四三九年、攻圍に要した費用をサモス人から取戻した。實際、ペリクレスは、彼等に二百タレ

ントの罰金を科したのである。併しこれら二つの例は、それ程確かなものではない様である。タソス遠征の費用は二千タレントと算定されてゐるが、二年の攻圍に依つて疲弊したサモスの住民が、即時、斯かる多額を支拂ひ得る状態にあつたとは考へられない。前述せるツキザデス又ディオドロスの二つの章句に依つて、支拂額の點に關しても、その支拂方法に就いても、明確な知識は得られない。これに依つて、古代に於ける戦費賠償の説を基礎附けることは出来ないのである。併し古典時代に於ては公債がなかつたが故に、何回もの割賦金で賠償がなされたであらうこと、又、他の方法に依つて勝利者に對する賠償がなされたであらうことは考へられる。

(三) 獨占に就いて

(1) 一般獨占の性質。 財政困難にある時、二、三の都市は物品の獨占到財源を求める、とアリストテレスは述べてゐる (Politics, I. 46. 1259 a)。これは、古典時代に於て獨占行爲がやゝ一般に行はれたといふことを示してゐる。又アリストテレスに依れば、それ(即ち獨占)を知ることは、爲政者にとつても重要である。何故ならば、多くの都市は、家計と等しく、富むこと、並にその財源を更に一層必要とした。それ故、多くの爲政者も、その政治的活動を斯かる方面に置いた (Politics, I. 46. 1259 a)。それにも拘はらず、ポリテイクスは二つの獨占を引用してゐるに過ぎず(ミレトス及キオスに於ける油の獨占、並にシシリーに於ける鐵獨占の例)、それも個人的性質のものである。

古代の獨占と近代の獨占との間には、多くの差異があるといふことは、直ちに注意されるところである。その中、二つの差異が最も重要である。第一に、今日の稅獨占到反し、古代の獨占は、確實性を有するものでなかつたのである。ペロッホは、古代に於ては、贅澤品の使用が僅少であるといふことから、これを説明してゐる。併乍ら國家が獨占事業の採用を認可する行政組織を缺いてゐたといふ點から、これを説明するのが本當ではないかと考へられる。第二に、二、三の稀な例を除いて、ギリシヤ國家は產物の獨占を知らなかつたことである。近代ギリシヤの知つた最初の、且長い間唯一のものであつた鹽の專賣さへも、ビザンツにのみ存在したものであり、それさへ漁業の獨占と結び附いたものである (Arist., *Oeconomica*. II. 2. 1346 b)。古代の獨占は、かくて大抵一時的のものであり、販賣に限られるものである。

(2) 獨占の影響。獨占化せられた物品は、主要必需品、就中、穀物と油とであつた。これは最も強制的な獨占となるものであつた。そして獨占が特に外國人を苦しめる様に仕向けられたのは、これに對する公平の爲と言はるべきであらう。クラゾメネは債權を與へて、その市民から油の收穫を全部買占めたが、これはこの買占めた油の輸出に依り、クラゾメネに非常に不足してゐた穀物を得んとする目的の爲である (Arist., *Oeconomica*. II. 2. 1348 b)。同様にクレオメネスは、エジプトの穀物に非常に需要があつた時代に、その輸出に高い關稅を課し、生産者に損害を與へたが、これに依つて國內價格の騰貴は

起らなかつた (Oeconomica. II. 2. 1352 a)。個人の利害に對する同様な考慮は、他の例に於ても見ることが出来る。

(3) 銀行獨占。生活必需品でないものに對しても、獨占が起つてゐる。ピトクレスがアテネ人に鉛獨占を申込んだといふことが、オイコノミカに見えてゐるし、又奴隸の逃亡に對する保證企圖が、獨占到似た形式で述べられてゐる。併し古典時代に現れた獨占の中で注目すべきものは、ビザンツの一銀行に許容されたる兌換獨占である (Oeconomica. II. 2. 1346 b)。種々多様な貨幣が流通するあらゆる土地、あらゆる時代に於て、兩替を扱ふ銀行家 (τραπεζίται) の利益は特に莫大であつた。若し他に兩替をなす者があれば、その者は同額の沒收をうけた。斯かる業務は獨占的個人銀行の性質を持つてゐる。それは前四世紀後半以來、多くの國家に起つた國有銀行 (ἐπιπόλαι τραπεζαί) とは異つてゐる。ἐπιπόλαι τραπεζαίは、國貨の中央金庫として、國家豫算を編成し、直接官吏によつて指導せられたのである。

財政經濟の發展が非常に遅々とは行はれたことの主要原因の一つは、十八世紀以來、殊にフランス革命以後に始めて、個人の權利に關する教へが成就したことである。中世に於て、又尙後代に於ても知られなかつた個人的自由の原理が、少くとも古代に於て承認されてゐたと信ずることは誤りである。事實、古代人は、政治的自由しか知らなかつた。東方、ペルシヤに於ては、自由の束縛からの解放には、尙一

層の困難を伴つた。國家の財政は即ち大王の財政であり、又大王に依り任命された數人のサトラプの財政であり、人民の個人的自由は如何様にも、彼等の上の強力者に依つて抑壓されることが出來たのである。

個人的自由は、プラトン、アリストテレスの見解に過ぎずして、その取扱法も、ギリシヤ民主政治に於ては全く知られてゐない。パウルゼンが System der Ethik に於て述べてゐる所に依れば、ギリシヤ人は個人的自由、國家の權利の制限、即ち國家の自由 (Freiheit vom Staat) よりも、政治的自由、施政に對する關與、即ち國家内の自由 (Freiheit im Staat) を凝視したのである。ギリシヤ人が直接税を輕視したといふのも、それは彼等が私有財産を尊重したが故ではなく、これが市民の價値を減ずるものと考えたが故である。

それでは、古代に於て國家全能の基礎は何であつたらうか。それは多種多様であるが、特に、第一に戰の連續といふことである。戰が地方的にして、且攻圍の状態が長引いたならば、今日に於ても個人的權利は抑制されねばならないのである。第二に國家の小なることである。國家の小なることは國家感情を一層生起せしめ、又その市民に對する感情を一層容易且簡單なものとした。第三には、特に、國家は市民に對して絶えず、今日よりずっと多くの義務を要求した。反對に、國家が健全な發展をしたならば、市民は充分な生計を要求した。アリストテレスが「アテナイ人の國家」の中で述べてゐる様に (Ath.

Pol. 24)、爲政者はその政治に依つて、或者は兵士として、或者は衛兵として、或者は執務の中に、總ての者に安定を得しめる様、主權を獲得し、田畑を看過せんとした。

斯かる方針は一般に行はれたものであり、又良く知られてゐる言葉、即ち、國家に専念し得る爲、市民は閑暇を持たなければならぬ (Arist., *Politiks.* IV. 5, 3) といふ見解に適合してゐるものである。併し又、國家が市民に俸給を保證し得る程に充分富んでゐなかつた所では、國家は生業不能の救済及貧困の救済に依つて、社會的責任感を明かにしようとなつた。斯る社會的責任感なるものは、爾後吾人の時代に於ても見出されるが、あらゆる國家に於て見出されるものではない。それ故、國家が榮えてゐたならば、或は充分な繁榮を享受してゐなかつたにしても、古代の市民は、後世に於けるよりもずっと多くを、絶えず國家から受けたのである。併し斯かる利益は、國家が滅亡し、或は征服せられた時、待ちもうけてゐた不幸な運命の下に於ては、一撃の下に打ち碎かれてしまつた。斯かる際、國家は恐らくその自由を失ひ、市民は奴隸、或はスパルタのヘロットの如きものとなつたからである。

個人的幸福に對して非常に多くを許容した國家は、總てを要求する權利を持つてゐたわけである。

參考書

A. Anderades, *Geschichte der griechische Staatswirtschaft*, Bd. I, München, 1931; K. J. Beloch, *Griechisch. Geschi-*

enne, 2. Aufl., Strassd., 1904—24; G. Busolt, Griechische Staatskunde, 3. Aufl., München, 1920—26; A. Boeckh, Die Staatshaushaltung der Athener, 3. Aufl., Berl., 1886; E. Curtius, Griechische Geschichte, Berl., 1887—89; W. Fowler, The City-State of the Greek and Romans, Lond., 1916; H. R. Hall, The Ancient History of the Near East, 4. ed., Lond., 1919; B. V. Head, Historia Numorum: A Manual of Greek Numismatics, Oxf., 1911; Ed. Meyer, Geschichte des Altertums, Bde III. u. IV., 3. Aufl., Stuttg. u. Berlin, 1931; F. Paulsen, System der Ethik mit einem Umriss der Staats- und Gesellschaftslehre, Stuttg. u. Berlin, 1906; Paulys Real-Encyclopädie der Classischen Altertumswissenschaft, Neue Bearb., begonnen von G. Wissowa, Stuttg., 1894—1931; W. Roscher, Politik: Geschichtliche Naturlehre der Monarchie, Aristokratie und Demokratie, Stuttg. u. Berlin, 1908; Wilamowitz Moellendorf, Staat und Gesellschaft der Greek und Römer, 1910; A. Zimmern, The Greek Commonwealth: Politics and Economics in Fifth-Century Athens, 5. ed., Oxf., 1931.